

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しているス
ポーツ振興くじに関する会計検査の結果について」

平成20年9月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成19年6月11日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月12日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成20年9月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成16年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	1
3	スポーツ振興投票の概要	2
(1)	制度発足の経緯	2
(2)	制度の概要	2
ア	スポーツ振興投票	3
イ	売りさばき業務等の委託	3
ウ	スポーツ振興投票の収益	3
エ	スポーツ振興投票に係る収益の用途	3
オ	区分経理	4
(3)	センターと文部科学大臣との関係	4
(4)	業務委託の概要	5
(5)	スポーツ振興くじの売上金額等の実績	5
(6)	くじ助成事業の概要、実施状況等	6
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	7
第2	検査の結果	8
1	スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況	8
(1)	制度の見直し状況	8
ア	発足時のスポーツ振興投票制度の詳細	8
イ	見直しの状況	9
(2)	運営の見直し状況	14
ア	第 期	14
イ	第 期	15
2	スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移	17
(1)	売上げの推移	17
(2)	債務(りそな銀行に対する未払金)、繰越欠損金の推移等	18

ア	第 期における債務(りそな銀行に対する未払金)及び繰越欠損金の推移	18
イ	りそな銀行に対する未払金及び繰越欠損金に対する会計検査院の指摘	19
ウ	繰越欠損金の発生原因	20
エ	りそな銀行に対する未払金の一括支払のための長期借入金の借入れ等	22
オ	「BIG」の発売開始による売上の急増と長期借入金の返済及び繰越欠損金の減少	23
3	販売システムの運用経費及び開発規模	25
(1)	第 期	25
ア	開発規模の決定方法等	25
イ	販売システムの運用経費	29
(2)	第 期	33
ア	開発規模	33
イ	販売システムの運用経費	34
(3)	第 期と第 期の比較	38
4	繰越欠損の解消に向けての取組の状況	40
(1)	4年間で繰越欠損金を解消する収支計画(案)の策定	40
(2)	シンジケートローンの返済計画を裏付ける収支計画(案)の策定	40
(3)	18事業年度以降の収支計画(案)の実現のために講じている方策等	42
(4)	実施体制等の見直しについての閣議決定	42
第3	検査の結果に対する所見	43

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成19年6月11日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月12日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

独立行政法人日本スポーツ振興センター、文部科学省

(二) 検査の内容

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しているスポーツ振興くじについての次の各事項

スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況

スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移

販売システムの運用経費及び開発規模

繰越欠損の解消に向けての取組の状況

2 平成16年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、18年6月7日に決算委員会において、平成16年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月9日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

前記の検査を要請する旨の決議は、この警告決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

9 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ（いわゆる「toto」）については、売上実績が当初の目標を下回り、その目的であるくじ収益からスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が多額に上り、また、運営状況及び財政状況が財務諸表に適切に反映されていなかったことは、看過できない。

政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に

向けた現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないように尽力するとともに、「toto」の制度そのものの在り方を再検討すべきである。

3 スポーツ振興投票の概要

(1) 制度発足の経緯

スポーツ振興投票は、身近にスポーツに親しめる環境整備や、国際競技力向上のための環境整備等、新たなスポーツ振興政策を実施するため、その財源確保の手段として導入された制度であり、制度発足の経緯は次のとおりとなっていた。

すなわち、第140回国会中の9年4月に、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律案」がスポーツ議員連盟に所属する国会議員により提出され、同年5月に衆議院で可決された。しかし、スポーツ振興投票の実施により青少年等に悪影響を及ぼすこととなった場合の取扱いや、スポーツ振興投票の収益の使途に関する報告制度について、引き続き審議する必要があると認められたことから、参議院において継続審議となった。その後、第142回国会中の10年3月に、参議院において修正可決され、衆議院に回付されて同年5月に可決され、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」(平成10年法律第63号。以下「投票法」という。)として公布された。

また、上記法律案の議決に際しては、参議院文教・科学委員会において7項目、衆議院文教委員会において8項目の附帯決議がそれぞれ附されており、両附帯決議において、スポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」という。)の発売に当たっては、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意することなどが求められている。

(2) 制度の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センター(15年9月30日以前は日本体育・学校健康センター。以下「センター」という。)は、従来、その設置するスポーツ施設の運営等の業務、小中高等学校等の管理下における児童生徒等の災害共済給付等の業務を行うこととされてきたが、投票法の成立に伴い、上記の各業務に加え、スポーツ振興投票等の業務を行うこととされた。

スポーツ振興投票等の業務については、投票法、日本体育・学校健康センター法(昭和60年法律第92号。平成15年10月1日廃止。以下「旧センター法」という。)独立

行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「センター法」という。）等において、次のような事項等が規定されている。

ア スポーツ振興投票

スポーツ振興投票とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興くじによって投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部科学省（13年1月5日以前は文部省）令で定める割合（以下「合致の割合」という。）に該当したスポーツ振興くじを所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいう（投票法第2条）。（例えば、当初から発売している「t o t o」の場合は、あらかじめ指定した13試合の結果について、試合ごとに「勝ち」、「負け」、「その他（引き分け・延長）」の3択から一つを予想させ、全試合の予想結果が的中するなどして当せんした者に払戻金を交付するもので、1等に当せんする確率（理論値）は約160万分の1（3の13乗分の1）となっている。）

イ 売りさばき業務等の委託

センターは、スポーツ振興投票に係る業務のうちスポーツ振興くじの売りさばきなどの業務を銀行その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）に委託することができる（投票法第18条）。

ウ スポーツ振興投票の収益

売上金額（発売金額から返還金（開催試合数が規定の数に達しなかった場合等に発売されなかったとされたスポーツ振興くじの券面金額をスポーツ振興くじの購入者に返還する金額）を控除した金額。以下同じ。）の50%（17年3月までは53%）払戻金等の債権のうち1年間請求がなく時効となった額（以下「時効金」という。）等の合計金額から運営費の金額を控除した金額が、スポーツ振興投票の収益となる（旧センター法第30条の2、センター法第22条第1項、投票法第13条）。

エ スポーツ振興投票に係る収益の用途

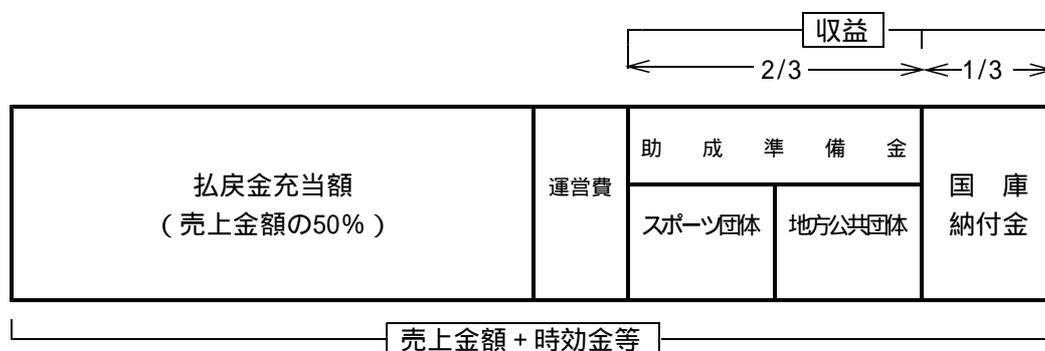
センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、地方公共団体又はスポーツ団体が行う地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設の整備等に要する資金の支給等（以下「くじ助成」という。）に充てることができる（投票法第21条）。

また、センターは、収益の3分の1に相当する金額を、翌事業年度の5月31日までに

国庫納付しなければならない（旧センター法第30条の2、センター法第22条第1項）。そして、残りの3分の2に相当する金額をくじ助成の財源に充てるため、スポーツ振興投票事業準備金（日本体育・学校健康センターではスポーツ振興事業準備金。以下「助成準備金」という。）として整理しなければならない（センター法第22条第2項。日本体育・学校健康センターの財務及び会計に関する省令（昭和61年文部省令第3号。平成15年10月1日廃止。）第14条の2。図1参照。）。

したがって、収益については、すべて国庫納付金及び助成準備金（以下「助成等」という。）に充てられることになる。

図1 スポーツ振興投票に係る収益とその用途



オ 区分経理

センターは、スポーツ施設の運営等の業務に係る経理については「一般勘定」、児童生徒等の災害共済給付等の業務に係る経理については「災害共済給付勘定」、スポーツ振興投票等の業務に係る経理については「投票勘定」等に区分して整理しなければならない（旧センター法第32条、センター法第23条）。

(3) センターと文部科学大臣との関係

文部科学大臣（13年1月5日以前は文部大臣）は、スポーツ振興投票の実施の停止を命じたり（投票法第31条）、スポーツ振興投票等業務に関し必要な命令をしたり（旧センター法第39条、センター法第20条）、事業計画等の認可を行ったり（旧センター法第29条、センター法第21条）するなどの権限を有している。

また、センターは、毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の用途に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないが、文部科学大臣は、この報告書を受理したときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないとされている（投票法第30条）。

(4) 業務委託の概要

センターは、11年9月6日に株式会社りそな銀行（15年2月28日以前は合併前の株式会社大和銀行。以下「りそな銀行」という。）との間で、スポーツ振興くじの売りさばきなどの業務の包括的な委託に係る基本契約を締結した（当初の契約期間は18年3月31日までであったが、契約を変更し、スポーツ振興くじの売りさばき業務については17年12月2日まで、払戻業務については18年2月28日までとした。以下、スポーツ振興くじの発売を開始した12年10月28日からりそな銀行との売りさばき業務に係る委託契約が終了する17年12月2日までを「第 期」という。）

17年12月3日以降は、業務を銀行等に委託することをやめ（18年2月28日までの払戻業務を除く。）センターが直接行うこととし、経営管理業務及び情報処理システム開発運用管理業務について、日本ユニシス株式会社（以下「日本ユニシス」という。）に委託している（以下、日本ユニシスとの契約期間の17年2月8日から25年3月31日までのうち、日本ユニシスのシステムによって発売を開始した17年12月3日以降を「第 期」という。）

(5) スポーツ振興くじの売上金額等の実績

センターがスポーツ振興くじの発売を開始した12事業年度から19事業年度までのスポーツ振興くじの売上金額、収益、助成準備金繰入額、国庫納付金及び繰越欠損金の実績は、表1のとおりとなっている。

表1 スポーツ振興くじの売上金額、収益、助成準備金繰入額、国庫納付金及び繰越欠損金の実績
（単位：百万円）

事業年度 項目	平成 12	13	14	15	16	17	18	19
売上金額	3,063	64,266	36,058	19,877	15,694	14,905	13,470	63,711
収益	-	10,651	2,423	331	147	134	145	2,183
助成準備金繰入額	-	7,100	1,615	220	98	89	96	1,455
国庫納付金	-	3,550	807	110	49	44	48	727
繰越欠損金	433	278	2,474	9,436	15,504	29,270	26,417	9,551

センターは、13年3月にスポーツ振興くじの全国発売を開始したが、その売上金額は、13事業年度の642億円を最高に14事業年度以降18事業年度まで減少し続けていた。そのため、様々な見直しが行われた結果、18年9月に発売が開始された「BIG」（12ペー

ジ参照)の売上げが貢献し、19事業年度のスポーツ振興くじの売上金額は637億円まで増加している。

(6) くじ助成事業の概要、実施状況等

センターは助成準備金を財源として、地方公共団体及びスポーツ団体が行う次のような事業に対して助成を行うこととされている。

地域スポーツ施設整備助成事業

クラブハウスの整備、グラウンドの芝生化及び屋外夜間照明施設整備等の事業に対する助成

総合型地域スポーツクラブ活動助成事業

総合型地域スポーツクラブの創設及び活動事業に対する助成

地方公共団体スポーツ活動助成事業

地方公共団体が地域住民を対象に、スポーツへの参加とその継続を促進するために行う事業に対する助成

スポーツ団体が行う将来性を有する選手の発掘及び育成強化助成事業

スポーツ団体が「競技者育成プログラム」に基づき将来性を有する選手の発掘及び育成強化を行う事業に対する助成

スポーツ団体スポーツ活動助成事業

スポーツ団体がスポーツの振興のために行う事業に対する助成

国際競技大会開催助成事業

地方公共団体等が国際的な規模のスポーツの競技会を開催する事業に対する助成
そして、センターは、くじ助成を14事業年度から実施しており、19事業年度までの助成は92億円にとどまっている。各事業に対する年度別のくじ助成の実施状況は表2のとおりであり、くじ助成額の推移は図2のとおりである。

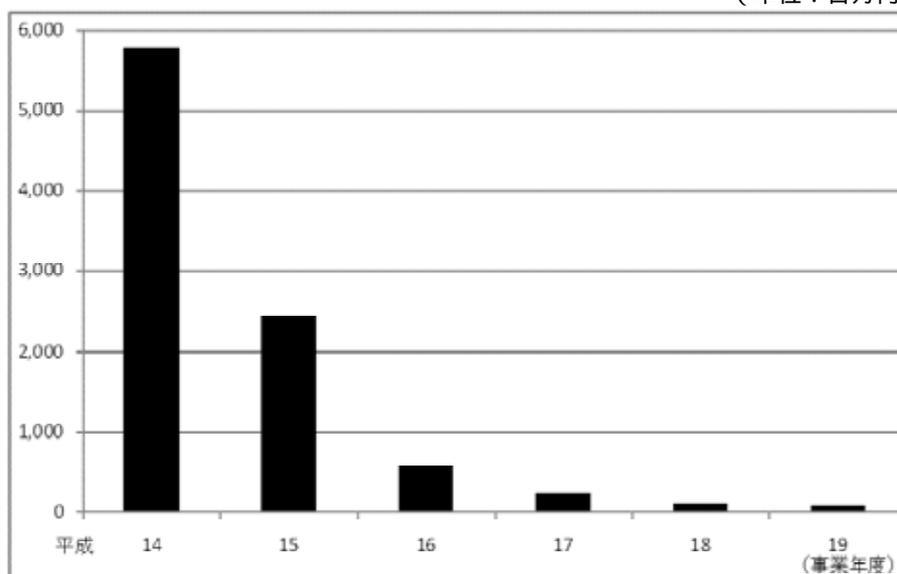
表2 くじ助成の実施状況

(単位：件、千円)

事業年度	平成14	15	16	17	18	19
地域スポーツ施設整備助成事業	45 843,407	27 551,200	- -	- -	- -	- -
総合型地域スポーツクラブ活動助成事業	244 492,549	348 585,891	176 381,784	182 169,419	105 82,571	83 56,603
地方公共団体スポーツ活動助成事業	637 538,999	233 140,251	- -	- -	- -	- -
スポーツ団体が行う将来性を有する選手の発掘及び育成強化助成事業	15 85,739	45 232,928	31 89,300	28 46,945	25 18,264	23 17,516
スポーツ団体スポーツ活動助成事業	642 1,158,394	348 620,964	55 58,638	47 27,386	36 10,012	4 4,381
国際競技大会開催助成事業	4 2,348,873	3 26,825	1 23,000	- -	- -	- -
その他スポーツ振興事業	- 311,689	- 276,732	- -	- -	- -	- -
合計	1,587 5,779,650	1,004 2,434,791	263 552,722	257 243,750	166 110,847	110 78,500
総計						3,387 9,200,260

図2 くじ助成額の推移

(単位：百万円)



4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、要請のあった各事項について検査することとし、販売システムの開発規模は適正なものとなっていたか、運用経費は

妥当な金額となっていたか、スポーツ振興投票の目的を達成するために執った制度及び運営の見直し状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

会計検査院は、本件事案の検査において、在庁してセンターの財務諸表等関係書類の分析等の検査を行ったほか、79人日を要して、センター及び文部科学省並びにセンターの業務の委託先であるりそな銀行及び日本ユニシスに対する会計実地検査を行った。りそな銀行及び日本ユニシスに対する検査は、会計検査院法第23条第1項第7号の規定により検査することに決定し、実施したものである。

検査に当たっては、契約書等関係書類の提出を求め、内容を精査するとともに、担当者から説明を聴取した。

第2 検査の結果

1 スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況

(1) 制度の見直し状況

ア 発足時のスポーツ振興投票制度の詳細

(ア) スポーツ振興投票の仕組み

スポーツ振興くじの券面金額は100円とされ、スポーツ振興くじ2枚分以上を1枚で代表するスポーツ振興くじを発売することができることとなっていた。

また、スポーツ振興投票の組合せの総数については、射幸心をあおらないようにするなどの配慮から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号。以下「投票法施行規則」という。）において、実施するスポーツ振興投票ごとに、スポーツ振興投票の組合せの総数が100万を下回ることはないようにすると定められていた。

そして、前記のとおり、当初のスポーツ振興投票は、1等に当せんする確率が約160万分の1（3の13乗分の1）となっていた。

(イ) スポーツ振興くじの販売方法等

スポーツ振興くじの販売方法については、ガソリンスタンド、たばこ小売店等の販売店において、購入しようとする者が専用のマークシートに予想を記入した上、販売員に直接手渡す方式と、販売店に設置した端末機に読み取らせた上、発券された引換券を販売員に手渡す方式とが採られていた。

これは、19歳未満の者が購入できないように配慮し、対面販売を義務付けたものである。

そして、原則として、販売期間は、対象試合が行われる日の1週間前から試合の前日までであり、販売時間は、午前8時から午後10時まで（実際は、この販売時間の範囲内で各販売店がそれぞれの営業時間等に応じて定めていた。）であった。

(ウ) 払戻金の支払方法

払戻金の支払については、照合端末機を設置した全国約2,200店の信用金庫及び一部の販売店約110店に限定して行うこととしていた。信用金庫では、1口当たりの払戻金額が10万円以下の場合は、その場で現金で払い戻されたが、10万円を超える場合は、現金による払戻しと振込による払戻しのいずれかを選択し、現金による払戻しを選択した場合は、おおむね2週間後に再度来店する必要があった。また、振込による払戻しを選択した場合は、おおむね2週間後に本人が指定した口座に振り込まれた。また、一部の販売店では、少額の払戻金についてはその場で現金で払い戻されたものの、販売店によって払戻金額の上限が異なっており、その上限を超える場合は信用金庫で払い戻すこととなっていた。

(I) 配分の仕組み及び最高払戻金額

払戻金については、投票法施行規則の定めるところにより、売上金額の50%（17年3月31日までは暫定措置として47%）を合致の割合ごとに配分している（以下、合致の割合ごとに配分された金額を「配分金」という。）。配分割合は、全試合的中した場合（1等）が50%、1試合外れた場合（2等）が20%、2試合外れた場合（3等）が30%となっており、最高払戻金額は1億円とされていた。

また、当せん者が出なかった場合や、当せん者が出ても配分金が余った場合に、次回に繰り越される（以下、この繰り越された金額を「キャリーオーバー」という。）こととされていた。

(オ) 実施回数の上限

スポーツ振興投票の年間の実施回数の上限は、投票法施行規則の定めるところにより50回となっていた。

イ 見直しの状況

スポーツ振興投票は12年10月から2回の地域限定の試験販売を実施した後、13年3月から全国での発売を開始した。そして、13事業年度には642億円を売り上げたものの、当初想定していた発売総額の2000億円（27ページ参照）に遠く及ばず、14事業年度以降は売上金額が減少し続けた。

センターは、当初、りそな銀行との契約終了を予定していた18年3月以降も、後述する第 期（14ページ参照）と同様の公開提案競技において委託金融機関を公募することを予定していた。そのため、スポーツ議員連盟は、センターの委託金融機関の公募に向けて、スポーツ振興投票の基本的な事項について、改善方策を明らかにし、公募に参加する銀行等が、スポーツ振興くじをより魅力あるものとするための様々な提案を行うことを可能にする必要があると考え、16年8月に文部科学大臣に対して、次のようなスポーツ振興投票の改善方策を提言した。

< 主な提言及び改善方策の内容 >

1 くじの種類が多様化

(1) 当たりやすいくじの発売

投票の組合せの総数が100万通り以上という規制を撤廃

(2) ランダム方式のくじ

すべての予想をコンピューターに任せる方式の導入

(3) その他

最高払戻金額、1枚のスポーツ振興くじで投票できる組合せの数等の見直し

2 販売方法・販売場所が多様化・拡大等

(1) 販売方法が多様化

インターネット販売の実施

(2) 販売場所が多様化・拡大

コンビニエンスストアにおける一般販売の実施

(3) 販売期間の延長

試合当日まで販売が可能

(4) 実施回数の上限の在り方の検討

(5) マークシートの改良

3 販売促進のための工夫

(1) 広報活動の見直し

(2) ポイント制の導入

(3) スポーツ団体等との連携

そして、上記の提言のうち2(2)については、15年3月の中央教育審議会スポーツ・青少年分科会において、今後はコンビニエンスストアも販売場所の対象とすることが既に了承されていたものであり、2(2)以外については、16年9月に同分科会に諮られ、全員一致で了承された。

これを受け、文部科学省は、次のように制度を見直した。

(ア) スポーツ振興投票の組合せの総数の見直し

17年4月に投票法施行規則を改正して、スポーツ振興投票の組合せの総数が100万を下回らないという制限を廃止し、また、最高払戻金額等を見直しを図った。これにより、センターは、多様なくじを発売することができるようになった。

見直しの主な内容は次のとおりであり、20年4月現在のスポーツ振興投票の種類(「totoGOAL」は除く。)は表3のとおりである。

スポーツ振興投票の組合せの総数が243通りの「mini toto」等を発売し、当たりにくいという否定的なイメージを払しょくすることとした。

すべての予想をコンピューターに任せるオールランダムくじ「BIG」等を発売し、Jリーグの知識の少ない顧客層を取り込むこととした。

表3 スポーツ振興投票の種類

(予想系)

項目 \ 種類	toto	mini toto	totoGOAL3	totoGOAL2	totoGOAL(注)
予想の方法	指定された各試合の90分間での結果について3択で予想		指定された各試合(各チーム)の90分間での得点数について4択で予想		
対象試合数	13試合	5試合	3試合(6チーム)	2試合(4チーム)	5試合(10チーム)
1口単価	100円				
最高払戻金額	1億円(キャリオーバー発生時は2億円)				
当せんの種類	1等～3等	1等	1等、2等	1等	1等、2等
組合せの総数	1,594,323通り	243通り	4,096通り	256通り	1,048,576通り
最低成立試合数	9試合	3試合	2試合	2試合	3試合
発売開始時期	平成12年10月	18年2月	17年5月	17年12月	15年3月

(注) 「totoGOAL」は平成17年5月まで販売された。

(非予想系)

項目 \ 種類	BIG	BIG1000	mini BIG
選択の方法	指定された各試合の90分間での結果を3択でコンピューターがランダムに選択		
対象試合数	14試合	11試合	9試合
1口単価	300円	200円	
最高払戻金額	3億円(キャリオーバー発生時は6億円)	2億円(キャリオーバー発生時は4億円)	
当せんの種類	1等～4等		1等～3等
組合せの総数	4,782,969通り	177,147通り	19,683通り
最低成立試合数	10試合	8試合	6試合
発売開始時期	18年9月	20年2月	19年2月

(1) 販売方法等の見直し

スポーツ振興くじを購入しようとする者の利便性を考慮し、前記の販売店等に加え、インターネットにおいても購入することができるようにするとともに、コンビニエンスストアにおける販売の拡充を行うなどの見直しが行われた。

17年8月にインターネットでの販売を開始した。これにより、販売期間中は24時間購入すること及び18年2月には指定試合の最初の試合が行われる1時間前まで、18年7月には指定試合の最初の試合が行われる10分前まで購入することができるよ

うになった。なお、インターネットで購入できるのは、事前の登録によって年齢制限等の要件を満たしていることを確認できた者のみであり、19歳未満の者は購入できない仕組みが維持されていた。

また、コンビニエンスストアでの販売については、15年8月から17年12月までは、あらかじめ必要事項を登録した者に限定して販売を行っていたが、販売機会の増大を図るため、18年3月以降は上記の登録をした者に限定せず、広く一般に販売を行うこととした。コンビニエンスストアでの購入方法は、インターネットで予約しておくか、又は、店頭に設置してある端末機に直接予想を打ち込んで発券し、レジで支払を行うこととされ、対面販売の原則を保ちつつ、利便性の向上を図る体制が執られた。

(ウ) 払戻し方法の見直し

前記のとおり、第 期においては信用金庫約2,200店及び一部の販売店約110店に限定して払戻しを行っていたが、購入者の利便性を考慮して、第 期の開始に合わせて、払戻しを行うことができる販売店を約1,300店に拡充し、18年4月時点で、信用金庫約1,600店と合わせて約2,900店で払戻しが可能となった。

(I) 最高払戻金額等の見直し

16年2月にスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成10年政令第363号）を改正し、キャリーオーバーが発生している開催回については、最高払戻金額を2億円とした。

さらに、17年4月に投票法施行規則を改正して、複数の同じ組合せを1枚のスポーツ振興くじで購入可能とした。これにより、券面金額100円のスポーツ振興くじ3枚分を1枚で代表し、かつ、3枚とも同じ組合せとするスポーツ振興くじである「BIG」（1枚300円）の発売が可能となり、キャリーオーバーが発生している開催回の「BIG」の最高払戻金額は6億円ということになった。

(オ) 実施回数の上限の見直し

18年9月に投票法施行規則を改正して、スポーツ振興投票の年間実施回数の上限を改正前の50回から100回とした。

(2) 運営の見直し状況

ア 第 期

(ア) 委託先の選定

投票法においては、スポーツ振興くじの売りさばきなどの業務を銀行等に委託することができるかとされているが、これは、宝くじと同様の業務運営を念頭においていたためである。センターは、この規定に基づきスポーツ振興投票の対象試合の指定及び助成に関する業務以外の業務を銀行等に全面委託することとし、委託先の選定に当たっては、受託を希望する銀行等が提出する提案書等により委託先を選定する公開提案競技方式によることとした。

そのため、センターは、まず、法学系大学教授、サッカージャーナリスト、弁護士、公認会計士等の外部の専門家9人からなるスポーツ振興投票委託金融機関選定基準委員会（以下「基準委員会」という。）を設置した。

基準委員会は、10年11月から11年1月までの間に4回にわたり委員会を開催して、11年2月にスポーツ振興投票委託金融機関選定基準案を作成し、同案は同年3月に保健体育審議会のスポーツ振興投票特別委員会において了承された（以下、了承されたスポーツ振興投票委託金融機関選定基準を「選定基準」という。）。

そして、センターは、11年4月、銀行等（都市銀行、信託銀行、地方銀行、第2地方銀行、生損保会社等計66金融機関）に対して説明会を実施するとともに、大学学長、大学院工学研究科教授、体育科学系大学教授、スポーツライター、弁護士、公認会計士等の外部の専門家10人からなるスポーツ振興投票委託金融機関選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

選定委員会は、11年6月から8月までの間に5回にわたり委員会を開催して、応募があった2金融機関から提出された提案書、同補足文書、文書質問に対する回答及びヒアリング時における説明・回答等を踏まえて、選定基準における評価項目（金融機関として要求される基準、スポーツ振興くじ販売システムについて要求される基準、委託料について要求される基準）ごとに審議を行った。そして、選定委員会は、評価項目 においては、いずれかの金融機関に明らかな優位性は認められず、評価項目 においても、大きな差異はないと判断したが、評価項目 において、テスト販売の時期、19歳未満の者への販売禁止措置に対する取組の姿勢、情報処理システムの柔軟性、技術の方向性等に、りそな銀行の提案の

方に評価すべき点が多かったことから、りそな銀行を委託先として選定した。

センターは、選定委員会の選定結果に基づき、11年8月にりそな銀行を委託金融機関として決定した。

(イ) りそな銀行の体制

りそな銀行は、センターから受託した業務のうち自ら実施する管理監督等を除く業務を日本スポーツ振興くじ株式会社（Japan Sports Advancement Lottery, Ltd.。以下「J S A L」という。）に再委託していた。

J S A Lは、りそな銀行のほか中核7社（株式会社博報堂、株式会社日本交通公社（以下「J T B」という。）株式会社東芝、日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「I B M」という。）ぴあ株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社ベルシステム24）等の出資により11年12月に設立された会社で、役員は、りそな銀行及び中核7社のうちの3社の出身者で、従業員は、大半がりそな銀行及び中核7社からの出向者であった。そして、J S A Lは、りそな銀行から受託した業務のうち中核7社各社が専門とする業務を、各社に再々委託していた。

イ 第 期

センターは、第 期の業務運営に当たり、当初、銀行等に委託する方針を採り、委託先を選定するに当たっては、第 期と同様に公開提案競技方式によることとした。そして、16年9月に募集要項等についての説明会を実施した結果、2金融機関から応募があったが、センターが新たに設置した第 期の選定委員会は、審議の結果、同年12月に2金融機関を共に選定しないこととした上で、参考意見として、民間企業の協力を得てセンターが直接運営することも検討すべきであると提言した。

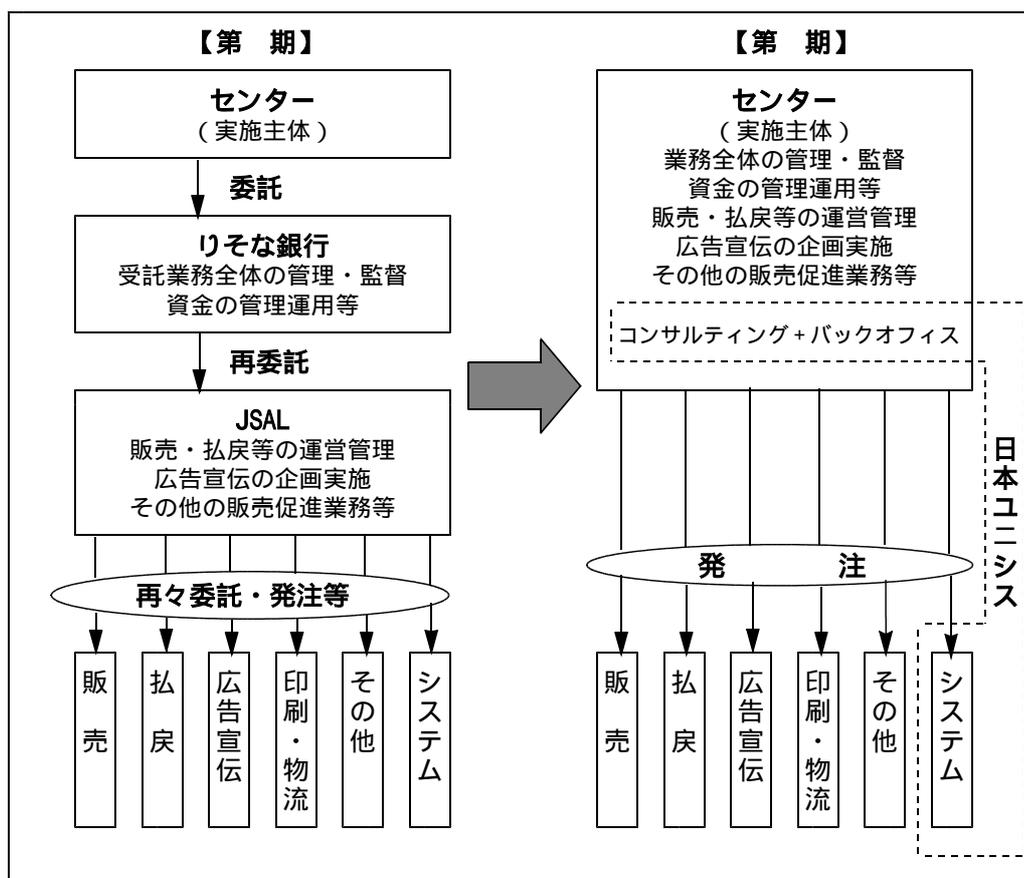
センターは、上記の提言等を踏まえ、委託金融機関として2金融機関を共に選定しないことと決定し、民間企業のノウハウを得て直接運営することに方針を改めた。そして、この方針に基づき、17年1月にスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報処理システム開発運用管理業務について委託先を公募することとし、情報システム会社等13社に対して募集要項を配付し、募集要項の説明会を実施（参加民間企業12社）した。

その結果3社から応募があり、センターは、経営管理業務、情報処理システム開発費及び発売開始時期等について日本ユニシスの優位性を認めたため、日本ユニシスを優先交渉権者として選定し、交渉の結果、17年2月、日本ユニシスと基本契約を締

結した。なお、応募した3社の提案について評価するに当たり、センターは外部の専門家3名（大規模システムの専門家、経営コンサルタント会社の代表及び大手法律事務所代表弁護士）の意見を参考にした。

第 期と第 期の運営体制の違いについて図示すると、図3のとおりである。また、第 期のりそな銀行との契約と第 期の日本ユニシスとの契約を比較すると、表4のとおりである。

図3 第 期と第 期の運営体制の違い



(注) 第 期においては、センターが民間協力会社として日本ユニシスに経営管理業務及び情報処理システム開発運用管理業務を発注しているため、日本ユニシスは、センターの本部内に常駐してコンサルティング及びバックオフィス業務を実施するとともに、情報処理システムの開発等の業務を受注している。

表4 第 期のりそな銀行との契約と第 期の日本ユニシスとの契約の比較
(単位：百万円)

区分	第 期 (対りそな銀行)	第 期 (対日本ユニシス)		
契約目的	スポーツ振興くじの売りさばきなどの業務を全面委託すること	センターが直接運営するに当たり民間企業から、財務や技術に関するノウハウを得ること		
委託業務内容	投票法第18条第1項に規定する業務(スポーツ振興くじの売りさばき、払戻金の支払等の業務及びこれらに附帯する業務(販売システムの管理事務、経理業務、販売関連業務、情報処理業務、消耗品等供給業務、広報宣伝業務等))	経営管理業務 (ア)経営コンサルティング業務 (イ)事務処理支援業務 情報処理システム開発運用管理業務		
業務の種類 事業年度	全業務	経営管理業務	情報処理システム 開発運用管理業務	
委託料	平成13	22,637		
	14	19,743		
	15	16,798		
	16	13,798		
	17	11,505	844	124
	18		664	3,298
	19		926	3,158

(注) 第 期(対日本ユニシス)の情報処理システム開発運用管理業務の委託料には、センターシステム機器及び端末機器のリース料支払額を含む。

2 スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移

(1) 売上げの推移

スポーツ振興投票が本格的に開始された13事業年度以降の売上金額の推移は、表5のとおりであり、13事業年度に642億円を売り上げたが、当たりにくいこと、販売場所が少ないことなどから14事業年度以降は毎年売上金額が減少していった。そして、前記のとおり、数度にわたる投票法施行規則等の改正等により売上げの向上に努めたものの、売上金額の減少は18事業年度まで続くこととなり、当初想定していた発売総額の2000億円にはるかに及ばない売上げとなった。

表5 スポーツ振興くじの売上金額の推移

(単位：百万円、回)

事業年度 種類	第 期					第 期		
	平成13	14	15	16	17	17	18	19
toto	64,266	34,636	14,432	13,443	9,488	1,459	6,465	7,442
totoGOAL	-	1,421	5,444	2,251	174	-	-	-
totoGOAL3	-	-	-	-	2,957	231	2,245	1,927
totoGOAL2	-	-	-	-	-	13	61	50
mini toto	-	-	-	-	-	580	2,116	1,718
BIG	-	-	-	-	-	-	2,322	48,140
mini BIG	-	-	-	-	-	-	259	3,167
BIG1000	-	-	-	-	-	-	-	1,264
売上金額	64,266	36,058	19,877	15,694	12,620	2,284	13,470	63,711
					14,905			
(実施回数)	(32)	(38)	(37)	(44)	(39)	(9)	(63)	(58)

(2) 債務（りそな銀行に対する未払金）、繰越欠損金の推移等

ア 第 期における債務（りそな銀行に対する未払金）及び繰越欠損金の推移

第 期においては売上げが低迷する一方、りそな銀行への委託料は発売総額に比例しない多額の定額部分を含んでいたため(33ページ参照)、売上金額から払戻金額を控除した金額では、委託料を支払うことができなくなり、支払不能な委託料は翌事業年度以降へ支払を繰り延べざるを得なくなった。

これにより、表6のとおり未払金が増加していくことになり、17事業年度末においてりそな銀行に対する未払金は292億円まで膨れ上がった。

表6 対りそな銀行未払金及び繰越欠損金の推移

(単位：百万円)

事業年度 項 目	平成	12	13	14	15	16	17	18	19
対りそな銀行未払金	1,510	5,656	9,463	11,209	17,504	29,254	-	-	
繰越欠損金	433	278	2,474	9,436	15,504	29,270	26,417	9,551	

(注) 平成14、15両事業年度の対りそな銀行未払金及び繰越欠損金について、センターは貸借対照表に計上していなかったが、会計検査院の指摘により16事業年度において是正している。本表は、適正な会計処理を行った場合の金額を記載しているため、センターが開示した財務諸表の金額とは異なっている。

なお、各事業年度の対りそな銀行未払金には、契約により翌事業年度に精算することとなっていた金額も含んでいる。

また、10年5月の投票法の成立に伴い、センターは、スポーツ振興投票の実施主体として準備を開始したが、スポーツ振興投票事業に関しては予算措置が執られることなく、スポーツ振興くじの発売開始までは、収入もなく事業に係る費用をすべて借入金で賄っていたために、スポーツ振興くじの発売が開始される前に、既に欠損金が発生していた。

そして、前記のとおり、収益はすべて助成等に充てることとされていて、損失の発生に備えて準備金等として整理する制度となっておらず、損益計算上の損失が発生した場合には、その全額を欠損金として処理せざるを得なかった。これは、文部科学省が当初の制度設計の段階において、これほどまでに売上金額が低迷することを想定しておらず、制度上、損失及び欠損金の発生を想定していなかったことによると考えられる。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第1項では、損益計算において生じた利益で繰越欠損金を補てんし、残余の額は積立金として整理しなければならないと規定されているが、センター法第22条第2項では、助成準備金として整理する場合においては、通則法の上記規定が適用されないこととされている。

イ リソな銀行に対する未払金及び繰越欠損金に対する会計検査院の指摘

会計検査院は、平成16年度決算検査報告において、「スポーツ振興投票に係る財政状態及び運営状況を適切に開示するために財務諸表を正確かつ明瞭な表示に改めるよう改善させたもの」を掲記している。この中で、会計検査院は、センターの財務諸表の表示に関して指摘しており、これに対しセンターは改善の処置を講じている。

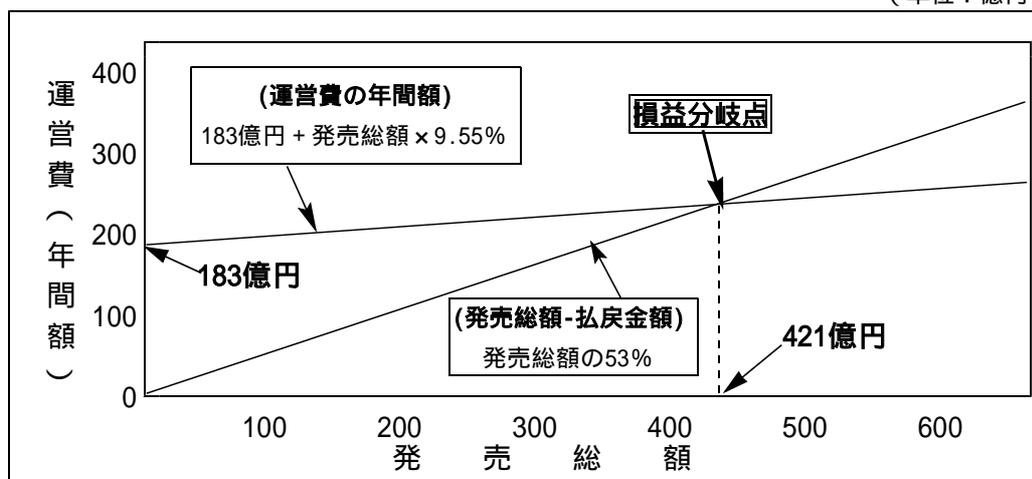
すなわち、センターは、センター法及び旧センター法で定める運営費の限度額（31ページ参照）は費用計上の限度額であるという考えの下に、特殊法人であったセンターの14事業年度及び15事業年度（15年4月1日～9月30日）の財務諸表においては、14事業年度に発生した委託料のうち翌事業年度以降に繰り延べた23億5000万円を費用及び負債に計上していなかった。

また、独立行政法人となったセンターの15事業年度（15年10月1日～16年3月31日）の財務諸表においても、15事業年度に発生した委託料のうち翌事業年度に繰り延べた73億0757万円を費用及び負債に計上していなかった。

しかし、14、15両事業年度の繰延額は、各事業年度にそれぞれ委託業務の履行を

図4 損益分岐点

(単位：億円)



このように、制度設計上の売上総額を2000億円として固定費額及び変動費率を計算すると、損益分岐点は421億円となっていたが、実際には、14事業年度から17事業年度までの4年間、損益分岐点を大幅に下回る売上金額となったことが繰越欠損金が生じた最大の要因である。

すなわち、売上総額が421億円を下回った事業年度には、運営費の年間額が売上総額から払戻金額を控除した額を上回ることになり、委託費とは別にセンターに(注)発生する経費として20億円を確保すると、委託料の支払もできなくなり、委託料のうち翌事業年度以降に支払を繰り延べた額が繰越欠損金となっていた。

(注) センターの初期投資額14億円を5年で償還する場合の年割額約3億円、センターの年間固定費10億円及び対象試合開催管理経費4億円の合計額に予備的経費の3億円を加えて20億円としている。

(イ) 実効性を持った改善策を早期に執ることができなかったことによる欠損金の増加

センターとりそな銀行とが締結した委託契約においては、センターには再委託先について承認を与える権利が規定されていたものの、委託先であるりそな銀行をはじめ、再委託先、再々委託先について指揮、監督等を行う権限等は規定されていなかった。このため、J S A Lへの出資企業、資金負担、役職員の構成、運営等については、りそな銀行に全面的に依存しており、これらについて、センターは全く関与していなかったとしている。

しかし、センターは、11年9月に、委託業務を適正かつ円滑に遂行することを目

的として、りそな銀行及び中核7社とともに、総会及び幹事会からなるスポーツ振興投票委託業務運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、スポーツ振興投票業務の運営に必要な事項の協議機関としており、原則として総会は年1回、幹事会は毎週1回開催され、当初は、総会、幹事会ともセンターの役職員が司会を務め、必要に応じて文部科学省がオブザーバーとして参加していた。

そして、りそな銀行等は、運営協議会の幹事会において、スポーツ振興くじの売上げが低迷していることに対する改善案として、新たなくじの導入等を提案したものの、提案されたくじは法令等の改正を必要とするものもあった。そのため、16年8月にスポーツ議員連盟が改善方策を提言し、それが、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会で了承され、政省令が改正されるまでは、「t o t o G O A L」のように、法令等を改正しなくても発売できる組合せの総数が100万通りを上回るくじしか導入することができなかった。

前記のとおり、スポーツ議員連盟の改善方策の提言等を受けて行われた政省令の改正等により、それ以前の規制が緩和されたことで、スポーツ振興くじの購入機会や払戻機会が増加し、新たなくじとして導入された「BIG」の売上げが好調となっている。このようなことを考えると、文部科学省ほか関係者間で、政省令の改正等も含めて、売上げを向上させる実効性を持った改善策が早期に執られなかったことも、繰越欠損金を増大させた要因の一つであると考えられる。

エ リそな銀行に対する未払金の一括支払のための長期借入金の借入れ等

第期のりそな銀行との契約は17事業年度で終了したが、終了時点で未払金は22億円に達していた。センターが、これを借入金によって支払うことができるように、文部科学省は、センターの一般勘定に属する財産を投票勘定の借入金の担保に供し、また、一般勘定から投票勘定への資金融通を行うため、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号。以下「センター省令」という。）を18年9月に改正し、担保提供期間や資金融通限度額等に一定の制限を設けるなど手続を明確に示した。

これにより、センターは、同月、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）を幹事銀行とするシンジケートローン（借入期間：18年9月～29年3月）により190億円を借り入れるとともに、一般勘定から投票勘定へ34億円の資金を融通した。

そして、借入金190億円と一般勘定からの資金融通の合計224億円のうち216億円は、りそな銀行に対する支払（17事業年度末のりそな銀行に対する未払金292億円のうち精算が4月以降のために未払となっていた19億円は、18年8月までに支払われ、さらに交渉によって60億円を減額した結果、未払金の残額は213億円となっていた。また、これに対する支払遅延損害金が3億円となっていた。）に充て、残りの8億円はみずほ銀行等からの長期借入れに伴う手数料等に充てられた。

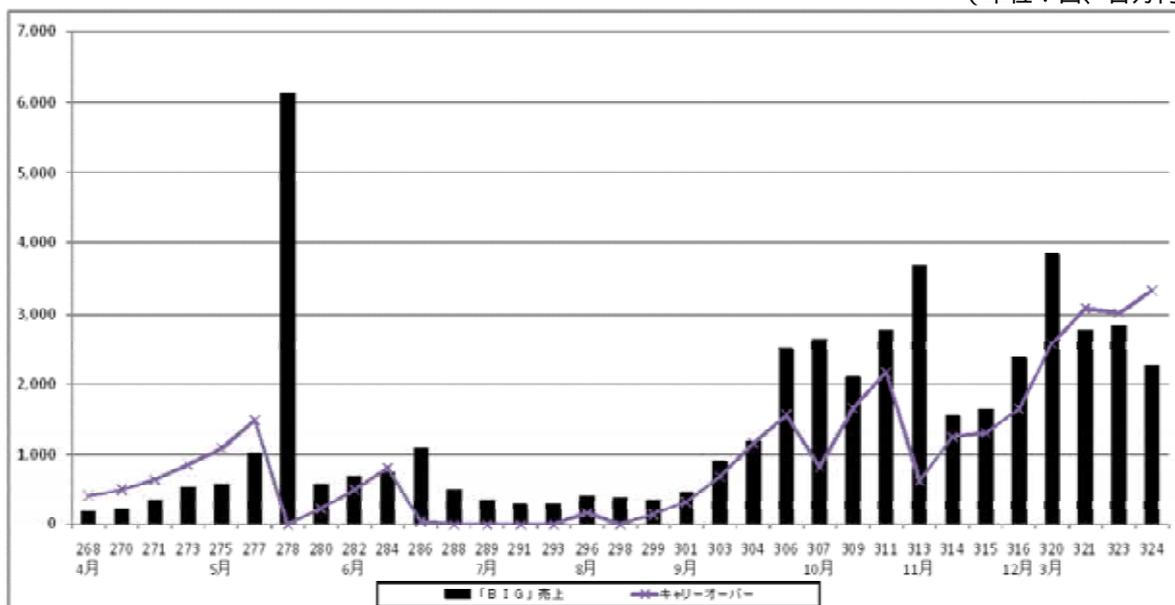
オ 「BIG」の発売開始による売上げの急増と長期借入金の返済及び繰越欠損金の減少

第 期になって、センターが直接運営する体制になっても、表5のとおり、18事業年度の売上金額は対前事業年度比で減少した。しかし、18年9月、キャリアオーバー発生時には最高払戻金額6億円という「BIG」の発売が開始され、図5のとおり、キャリアオーバーが10億円を超えた19年5月に「BIG」の1回の売上げが60億円を超えた。そして、キャリアオーバーが継続的に10億円を超えた19年9月頃から「BIG」の売上げが増加したことで、スポーツ振興くじの19事業年度の売上金額は、13事業年度に迫る637億円となった。

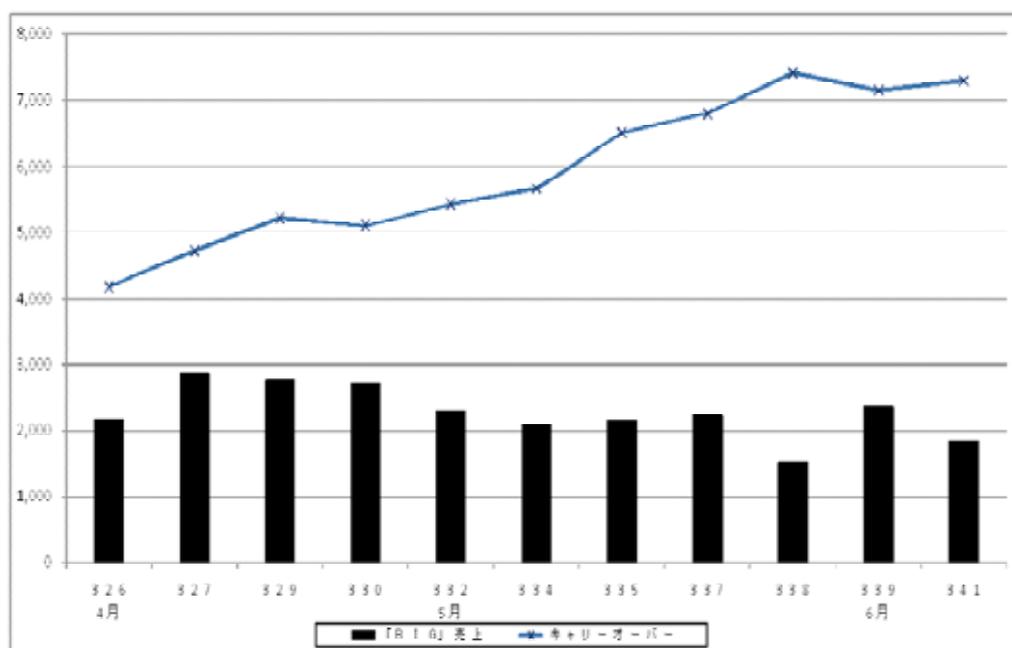
なお、「BIG」を含む20事業年度のスポーツ振興くじの売上金額は、6月までの実施分で360億円と過去最高のペースで推移している。

図5 19事業年度の「BIG」の売上金額とキャリアオーバーの推移

(単位：回、百万円)



【参考：20事業年度の「BIG」の売上金額とキャリアオーバーの推移（20年6月21日現在）】
（単位：回、百万円）



これにより、表7のとおり、10年返済を予定していたシンジケートローンによる借入金も、19事業年度だけで返済予定額（4億円）を91億円も上回る95億円の返済が実施された。この借入金の返済及びりそな銀行以外で未払となっていた費用の支払に伴い繰越欠損金も20年3月末には95億円まで減少した。

さらに、19事業年度の返済額95億円は、同事業年度の売上金額を520億円と予想して20年3月末までに返済する額を算出したものであったが、実際の売上金額は、それを117億円上回ったため、同年5月30日に43億円の繰上返済を実施し、同年6月末日現在のシンジケートローンによる借入金残高は52億円となっている。

表7 第 期における借入金残高、返済額等

（単位：百万円）

事業年度	平成18	19
借入金残高	19,000	9,500
返済額	-	9,500
資金融通残高	3,400	3,400
（参考）繰越欠損金	26,417	9,551

3 販売システムの運用経費及び開発規模

(1) 第 期

ア 開発規模の決定方法等

(ア) スポーツ振興投票の実施に関するアンケート調査の実施

文部科学省は、スポーツ振興投票に関する世論を把握し、スポーツ振興投票の円滑な導入に役立てることを目的として、財団法人日本開発構想研究所に委託して、10年7月から同年8月にかけて、スポーツ振興投票に関するアンケート調査を実施し、このアンケート調査の結果を基に、スポーツ振興投票の市場規模の推計を行わせていた。

このアンケート調査の報告書によれば、調査の実施方法、回収状況等は次のとおりとなっていた。

- 調査地域 : 全国
- 調査対象 : 満19歳以上の男女個人
- 標本数 : 2,040
- 調査期間 : 平成10年7月23日～8月2日
- 有効回収数(率) : 1,523(74.7%)

(イ) 購入意向の調査結果

a 「サッカーくじ」の購入意向

「サッカーくじ」の購入意向については、全体の2.9%が「ぜひ買ってみたい」、15.9%が「機会があれば買ってみたい」、9.8%が「どちらともいえない」と回答していた。

b 「サッカーくじ」が導入された場合の購入意向

回答者の購入意向をより真意に近く把握するために、アンケートの後半部分で再度同趣旨の質問を行ったところ、全体の3.9%が「購入する」、10.4%が「たぶん購入する」、14.9%が「半々である」と回答していた。

(ウ) 調査結果に基づく市場規模の推計

上記のアンケート調査によって得られた結果を用いて、市場規模(需要者数、需要総額)を次のように推計していた。

a 需要者数

需要者数の推計に当たっては、まず、「サッカーくじ」が導入された場合の購

入意向の調査結果を使用して需要意向を次の3タイプに分類していた。

タイプ : 「購入する」と答えたもの

タイプ : 「たぶん購入する」と答えたもの

タイプ : 「半々である」と答えたもの

次に、各タイプを男女別に分類し、さらに、それぞれの場合についてケース1「基礎的需要」(回答購入意向をそのまま反映したもの)とケース2「調整後需要」(意思表示に対する実際に購入する可能性(調整係数)を乗じたもの)を想定していた。

この推計において使用された調整係数は次のとおりであった。

平成9年版レジャー白書の男女別宝くじ購入率	= 0.73373 (男性)、0.73822 (女性)
この調査における男女別宝くじ購入率	

そして、以上のデータを基に、需要者数を表8のとおり推計していた。

表8 需要者数推計結果

(単位: 万人)

	ケース1			ケース2		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
タイプ	300	82	382	220	60	280
タイプ	700	328	1,028	514	242	756
タイプ	773	707	1,480	567	522	1,089
合計	1,773	1,117	2,890	1,301	824	2,125

b 年間購入単価

年間購入単価の推計に当たっては、需要者数の推計で分類したタイプから、「もし購入する場合、平均月どれほどの予算か」という質問に対するアンケート結果をクロス集計してタイプ別に算出した結果、年間購入単価は、次のとおりとなっていた。

タイプ : 「購入する」と答えたもの 21,600円

タイプ : 「たぶん購入する」と答えたもの 23,500円

タイプ : 「半々である」と答えたもの 14,800円

c 年間需要総額

年間需要総額は、指定試合調整数及びタイプ別購入頻度の調査結果を用いて推計し、推計結果は表9のとおりとなっていた。

表9 年間需要総額推計結果

(単位：億円)

	ケース1			ケース2		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
タイプ	378	103	481	277	76	353
タイプ	719	337	1,056	528	248	776
タイプ	333	305	638	244	225	469
合計	1,430	745	2,175	1,049	549	1,598

以上の推計結果に基づき、報告書では、年間需要総額を1600億円から2200億円と推計していたが、報告書には推計数値の算出過程の記載がない部分があり、会計検査院は、この点について文部科学省に確認したが、同省からは、資料が存在しないため算出過程については不明である旨の返答があった。

(I) スポーツ振興くじの発売総額の想定と開発規模の決定

文部科学省は、これらの市場規模の推計結果等を基に、スポーツ振興くじの発売総額を2000億円と想定し、発売総額2000億円に対応可能な販売システムを開発することを前提に以下の試算を行った。

スポーツ振興くじの売りさばきなどの業務は、当初から投票法等で銀行等に委託することを想定していたことから、年間実施回数を50回、1人1回当たりの購入額を1000円、販売箇所を全国で10,000箇所（発券端末機は故障時の代替用を含め13,000台製造）との前提で、広告代理店2社による積算を参考に初期投資額、年間固定費額及び発売総額2000億円の際の年間変動費率を計算し、銀行等に委託するに当たっての初期投資額や年間の運営費の額を試算した。

その結果、初期投資額、年間固定費は表10-1・2のとおりとなり、端数処理してそれぞれ365億円、110億円とされた。また、年間変動費は表10-3のとおり190億円となり、変動費率はこれを2000億円で除した数値を基に9.55%とされた。

表10-1 初期投資額内訳

(単位：百万円)

内 容	金 額
情報システム経費	29,551
情報システムテスト経費	573
販売促進経費等	778
集中的広報経費等	4,200
小 計	35,103
センター経費	1,406
合 計	36,509

表10-2 年間固定費内訳

(単位：百万円)

内 容	金 額
情報システム経費	3,854
販売調査費	47
広報宣伝費	2,566
センター経費	4,905
合 計	11,374

表10-3 年間変動費内訳

(単位：百万円)

内 容	金 額
販売手数料	10,500
払戻手数料	630
広報宣伝費	2,100
消耗品費	2,698
通信費	875
配送、保管費	184
諸経費	2,100
合 計	19,088

(オ) 開発規模の妥当性

前記のとおり、文部科学省はスポーツ振興投票の年間実施回数を50回として発売総額を2000億円と想定し、発売総額2000億円に対応可能な販売システムを開発するための初期投資額（センター経費を除く。）を351億円と積算していた。

しかし、J S A Lは、販売店数、1回当たりの販売限度額等を考慮して検討した結果、13試合3通りのスポーツ振興投票のみでは、年間実施回数は30回程度となるため、2000億円を売り上げるのは実質的に不可能であると判断した。このため、運営協議会の幹事会において、文部科学省の想定を大幅に下回る発売総額1200億円に対応可能な販売システムを開発することにした。

そして、りそな銀行は、販売システムの中核となるセンターシステムについては、新たなくじが発売されても、システムの変更が実施しやすく、販売量の増加にも対応できるシステムを開発し、システムの信頼性を重視して高性能なサーバーを導入したとしている。

センターシステムのアプリケーションを開発するために必要なシステム・エンジニア、プログラマーなどの工数は、I B Mが独自に算出したものであるが、I B Mは工数を算出する方法については公表しておらず、センターではこれを検証

できなかった。

イ 販売システムの運用経費

(ア) 販売システム構築のための初期投資額の調達方法及び投資額

センターは、スポーツ振興投票業務を実施するために必要な施設、設備等（初期投資）の調達財源を有していなかった。このため、委託を受けた銀行等に初期投資額を負担させ、毎事業年度支払う委託料に、初期投資額の償還分を含めて支払うこととした。

りそな銀行からセンターに提出された第 期¹の初期投資額の内訳は、表11のとおりである。

表11 第 期¹の初期投資額内訳

（単位：百万円）

内 容	金額	JSALの委託先
販売システム関連費	27,191	
センターシステム	7,334	IBM
デビットくじ決済システムほか	2,096	JTBほか
新しくじ関連費	1,229	IBMほか
端末関連費	16,531	株式会社東芝ほか
広告宣伝業務費	3,949	株式会社博報堂ほか
りそな銀行及びJSAL経費	1,920	
その他	2,333	
合 計	35,395	

（注） 合計金額が353億円となっているが、りそな銀行との契約により初期投資の総額は351億円とされた。

(イ) 初期投資額の妥当性

センターは、販売システムの価額が高額で、初期投資額の大半を占めていたことから、13年8月、第三者のシステム開発会社に依頼して全国販売開始までに必要な販売システムに係る費用を積算させていた。その結果、りそな銀行の申告額（187億円）が上記会社の積算額（209億円）より低額となっていたことから、りそな銀行の申告額は妥当であると判断したとしている。

一方、全国販売開始後に必要とされた費用でも、センターとりそな銀行の協議により初期投資額に含まれている費用があるが、最終的にセンターが初期投資額として承認した額のうち、販売システムに係る額は271億円であり、文部科学省が積算したシステム関連費用の初期投資額295億円より低額となっている。ただし、文部科学省の積算は発売総額を2000億円と想定したものであり、実際の販売シス

テムは発売総額を1200億円と想定したものであることから、初期投資額の積算額と実績額は、直接に比較できる性質の数字ではない。

また、表11の初期投資額には、次に掲げる費用も含まれていた。

a S L T (専用端末機)の付加機能に係る開発費

S L T (Sports Lottery Terminal) は、スポーツ振興くじの販売専用端末機であるが、J T B は、販売店で通常扱っているスポーツ振興くじ以外の商品についても、S L T によってデビットカードを使用した決済ができる「店頭棚商品システム」を1億4753万円をかけて開発していた。そして、センターは、この開発費を前記の初期投資額に含めることを承認していた。

b M M S (多機能端末機)の旅行商品券等の「コンテンツ販売システム」の開発費

M M S (Multi Media Station) は、スポーツ振興くじの販売のほかスポーツ振興くじ以外の商品の販売も可能な多機能端末機である。そして、J T B は同社の扱う旅行商品券等の販売のための「コンテンツ販売システム」を開発していた。そして、センターは、この開発費1億5271万円を、前記の初期投資額に含めることを承認していた。

初期投資額に含める費用については、センターとりそな銀行との間で結ばれた合意書により、両者間の協議で決定することとなっており、りそな銀行から報告があった費用について両者で協議の結果、センターが承認していた。

センターは、S L T の「店頭棚商品システム」及びM M S の「コンテンツ販売システム」は、スポーツ振興投票の普及を図るため、販売店で限られたスペースにS L T 及びM M S をオフシーズンも含め設置してもらうために必要と判断してその開発費を初期投資額に含めたとしている。

しかし、スポーツ振興くじの販売とは直接の関係がない販売システムなどの開発費については、端末機普及のために必要な経費負担であったという面を否定できないとしても、同システムの受益者との間で適正な負担割合についての交渉等をすべきであったと認められ、センターが、これらの開発費の全額を初期投資額に含めることを承認していたことは適切とは認められない。

(ウ) 運営費等の年度別実績額

第 期の運営費等の年度別実績額は表12のとおりとなっており、売上金額に対

する運営費の比率は、本格的な発売開始事業年度の13事業年度こそ36.3%にとどまっていたものの、16事業年度には91.1%まで悪化している。ただし、17事業年度は、第 期に向けての費用が前倒しで発生しているため単純比較はできない。

表12 第 期の運営費等の年度別実績額

(単位：百万円、%)

事業年度	平成12	13	14	15	16	17	
運 営 費	1,918	23,329	20,485	17,357	14,305	14,781	
販売システムの運用経費	委託料(対りそな銀行)	1,623	22,637	19,743	16,798	13,798	11,505
	直営化に伴う費用	-	-	-	-	-	2,748
	情報システム関連費	-	-	-	-	-	468
	販売払戻手数料	-	-	-	-	-	136
	広告宣伝費	-	-	-	-	-	757
	経営管理業務費	-	-	-	-	-	844
	減価償却費	-	-	-	-	-	108
	その他	-	-	-	-	-	434
その他	295	693	743	559	506	527	
売上金額	3,063	64,266	36,058	19,877	15,694	14,905	
売上金額に対する比率	62.6	36.3	56.8	87.3	91.1	99.1	

(注) りそな銀行に対する委託料の契約が変更されるなどしたため(33ページ参照)、運営費は、20ページの算式による金額とはなっていない。

(I) 販売システムの運用経費と運営費の限度額との関係

運営費の限度額は、旧センター法第25条の2及びセンター法第19条で次のように定められている(旧センター法第25条の2とセンター法第19条は全く同じ内容のため、センター法第19条に基づき記載する。)

第19条 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じて当該発売金額の100分の15を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額(スポーツ振興投票券の発売金額が文部科学省令で定める金額に達しない場合にあっては、文部科学省令で定める期間内に限り、別に文部科学省令で定める金額)を超えてはならない。

- (1) スポーツ振興投票券の発売
- (2) 投票法第十三条の払戻金の交付

- (3) 投票法第十七条第三項の返還金の交付
- (4) 前三号に掲げる業務に附帯する業務

センター法第19条の「100分の15を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額」は、センター省令第29条で定められているが、第一期においては、発売総額が過少であったため、18年9月改正前のセンター省令附則第3条に基づき文部科学大臣の告示によって運営費の限度額が定められることとなった。その結果、13事業年度にはスポーツ振興くじの発売総額の9.55%に相当する金額に183億円を加えた金額、14事業年度から16事業年度までは発売総額の53%の金額、17事業年度は発売総額の50%の金額が運営費の限度額と定められた。

一方、りそな銀行との基本契約書には、初期投資額を委託料に含めて支払う旨の記載があり、それに従って各事業年度の委託料契約書等に委託料の算式が定められていたが、13事業年度以降は結果的に発売総額が過少となったため当初の委託料契約を変更して最終的に表13のように決められていた。

特に、15事業年度以降の委託料については、発売総額が14事業年度以降減少しており、委託料の支払に支障が出ていたことから、センターは、15年4月にりそな銀行との間で、15事業年度の委託料の減額を14億円を目途とする旨の覚書を交わしていた。そして、同年9月に、15事業年度は、J S A Lの人員の大幅な削減や、システム、保守、販売促進等に係る経費の削減により15億円、16事業年度以降は、それに加えて、全国規模のテレビコマーシャルの中止やタレントを起用するコマーシャルの中止等により最低でも40億円の経費の削減を求めていた。その後、センターは、16年11月にもりそな銀行との間で、16事業年度の委託料の減額を40億円を目途とする旨の覚書を交わしていた。

表13 リソナ銀行との委託料契約書等による委託料の算式

事業年度	委託料の算定方法
平成12	売上金額の総額 × 53%
13	発売総額 × 9.55% + 183億円 - 20億円 + 2億円
14	発売総額 × 9.55% + 183億円 - 20億円
15～17	発売総額 × 9.55% + 183億円 - 20億円 - (交渉による減額)

注(1) 委託料の算定方法は、発売総額等により異なっているが、上記の算定方法は、当該事業年度の発売総額等の場合の算定方法である。また、平成15事業年度～17事業年度の交渉による減額は、15事業年度14億円、16事業年度40億円、17事業年度60億円とされた。

注(2) 平成13事業年度の2億円は、新しくの開発に伴う情報システムの外部設計に係る委託料である。

この算定方法による14事業年度から17事業年度までの間の委託料の額は、表14のとおり、いずれも運営費の限度額を超えていた。

表14 リソナ銀行との契約に基づく委託料と運営費の限度額

(単位：百万円)

項目	事業年度					
	平成12	13	14	15	16	17
運営費の限度額(A)	1,623	24,437	19,110	10,534	8,318	7,452
委託料(B)	1,623	22,637	19,743	16,798	13,798	11,505
(A) - (B)	-	1,800	632	6,263	5,480	4,052

このことについて、文部科学省は、センター法第19条及びセンター省令第29条は、各事業年度において、スポーツ振興投票業務について、当該事業年度の発売総額から支出可能な現金会計上の運営費の上限額を定めているだけのものとして、現金支出が運営費の限度額を超えなければ法令上の問題はないとしている。

(2) 第 期

ア 開発規模

(ア) スポーツ振興くじの発売総額の想定と開発規模の決定

第 期においては、前記のとおり、これまでの委託方式から、センターが直接運営する方式に改めることとした。

第 期の販売システムは、J S A L がリース契約により調達したものであった

ため、センターには所有権がなく、また、耐用年数も経過していた。さらに、センターは、このシステムで新たなくじを発売するためには、相当の時間と費用が必要であると判断した。

このことから、センターは、第 期 of システムを引き継がずに、多様なくじに対応できる新たなシステムを開発することとした。そして、システム的设计に当たっては、既年度 of 最大の発売総額が642億円（13事業年度）であったことから、第 期 of 想定発売総額を600億円とした。

なお、第 期中に J S A L に蓄積されたデータなどで、第 期 of スポーツ振興投票の運営に当たって必要なものについては、公認会計士の算定評価を基に3150万円で譲り受けた。

(イ) 開発規模の妥当性

前記のとおり、第 期 と比較すると、第 期 of 想定発売総額は、大幅な見直しが行われており、販売システムの開発規模もそれに伴った見直しが行われた。

ソフトウェアの開発規模の見積りは、一般的に、ファンクションポイント法（情報システムが提供する機能数を一定の方法で定量化し、見積り尺度とする方法）等により行われているが、センターは、システム開発の契約を締結する前の段階では、開発規模についてファンクションポイント法等による見積りを行っていなかった。そして、センターは、システム開発の契約を締結した後において、日本ユニシスほかシステム開発に関連する各社が算出した見積りについて、センターが経営管理業務を委託している経営管理コンサルタント（日本ユニシスの社員）と打合せの上、開発規模の妥当性についての検証を行ったとしているにすぎない状況であった。

イ 販売システムの運用経費

(ア) 販売システム構築のための初期投資額の調達方法及び投資額

第 期 においても、第 期 と同様にスポーツ振興投票事業に係る予算措置が講じられていなかったことから、第 期 of 初期投資額についても、第 期 開始後の売上げから支払うこととし、情報処理システム等一式はリース契約により調達し、それ以外の初期投資額の支払についても基本的に第 期 of 売上げから支払うこととした。

そして、前記のとおり、直営化に当たり、経営管理業務及び情報処理システム

開発運用管理業務については、日本ユニシスに委託することとし、17年2月に基本契約、同年4月以降に情報処理システム開発基本契約等を締結して、同社により情報処理システムの開発が実施された。

上記日本ユニシスとの契約を含めた初期投資額は127億円となっており、その内訳は表15のとおりである。

表15 第 期 の 初 期 投 資 額 内 訳

(単位：百万円)

内 容	金額	委託先
情報システム及び発券端末機のリース総額	10,563	日本ユニシス
経営管理業務費	844	日本ユニシス
広告宣伝業務費	718	株式会社アサツー デイ・ケイ
コンビニエンスストア用のくじ販売システムの開発等	354	JTB
その他	292	
合 計	12,773	

注(1) 情報システム及び発券端末機のリース総額には、情報システム開発費、センターシステム機器及び端末機器並びにプログラム使用料及び導入サービス費用が含まれている。

注(2) 経営管理業務費及び広告宣伝業務費は平成18年3月末までに発生したものである。

(イ) 初期投資額の妥当性

a 初期投資額

初期投資額に関するセンターと日本ユニシスとの間の契約書等によると、契約金額は、次のように決定されていた。

情報処理システム開発業務については、各業務に応じた技術水準を有するシステム・エンジニア等別の人件費単価（円／人月）に必要な工数（人月）を乗じた額の合計額をもって契約額とする。

センターシステム機器及び端末機器並びにプログラム使用料については、機器及びプログラムごとに数量及び単価が日本ユニシスから示され、それぞれの数量と単価を乗じた額の合計額をもって契約額としていた。また、機器やプログラムの導入サービスについては、導入サービスの内容別にサービス料金の総額が示され、その合計額をもって契約額とする。

経営管理業務については、各業務に応じた技術水準を有するコンサルタント等別の人件費単価（円／人月）に必要な工数（人月）を乗じた額の合計額に諸経費の額を加えた額をもって契約額とする。

b 初期投資額の妥当性の検証

センターは、上記について、事前に見積りなどの提示を受け、個別に検証したり、日本ユニシスと必要に応じて適宜打合せを行ったりして、提出された企画書の内容が実現されていることをもって初期投資額の妥当性を確認したとしている。しかし、センターは、日本ユニシスとの契約の中で基礎資料等により実績等を確認・検証する規定を定めておらず、作業日報や賃金台帳等の実働時間、人件費単価、機器の単価等を把握できる資料の提出を受けて確認しているとは認められなかった。

(ウ) 運営費の年度別実績額

第 期においては、センター自らが運営を行う直営方式に改めたため、第 期に比べて機動的になり、費用対収益を重視する予算管理も、直接行うことができるようになった。また、初期投資額が127億円と第 期の約3分の1になったことで、各事業年度の固定費の負担も軽減された。

このような理由から、第 期の運営費の額は表16のとおり18事業年度89億円、19事業年度126億円と第 期と比べて大幅に減少し、第 期には90%を超えたこともある売上金額に対する運営費の比率も、19事業年度には、売上金額が急増したことによる要因もあるものの、20%を下回っている。

表16 第 期の運営費等の年度別実績額

(単位：百万円、%)

事業年度	平成18	19
運 営 費	8,972	12,683
直営化に伴う費用 (販売システムの運営費)	8,075	11,887
情報システム関連費	2,226	2,342
販売払戻手数料	772	3,601
広告宣伝費	2,204	2,113
経営管理業務費	664	926
減価償却費	1,319	1,475
その他	888	1,428
その他	897	796
売上金額	13,470	63,711
売上金額に対する比率	66.6	19.9

なお、第 期における固定費、変動費率及び損益分岐点を運営費の実績から算定すると、18事業年度は86億円、9.49%、213億円、19事業年度は79億円、7.93%、187億円となり、第 期に比べて低下している。

(I) システム障害の発生原因及び講じた対策

19年5月、「BIG」のキャリーオーバーが10億円を超え、最高額である6億円が当たる可能性が高くなってきたことが報道されたことなどから、同月12日の第277回の販売最終日に一時的に購入申込みが集中してアクセスエラーが発生し、一部の販売店で販売システムが停止する事態となった。

そして、翌週14日の第278回のスポーツ振興くじの販売に当たり、前回以上に申込みが集中したことにより販売システムが不安定な状態となり販売終了時間前に販売を中止し、翌15日も販売を停止した。

また、コンビニエンスストアについては、6月4日まで販売を中止したため、第279回の販売が全くできない事態となった。

障害発生の原因は、ゲートウェイ・サーバーの処理能力不足及びデータベース・サーバーの運用面の問題と考えられたため、センター及び日本ユニシスはゲー

トウェイ・サーバーのハードウェアを上位機種に交換しデータベース・サーバーの設定を変更する対策を講じた。この結果、それ以降システム障害は発生していない。

(3) 第 期と第 期の比較

第 期においては、想定発売総額を2000億円としたものの、売上げが低迷し、最も多かった事業年度でも発売総額は642億円にとどまった。一方、多額の初期投資に伴い、発売総額に関係なく多額の固定費負担が発生することにより、累積欠損金が増大した。

第 期においては、想定発売総額を600億円として、販売システムを開発したことなどにより、初期投資額が第 期の3分の1程度で済み、また、販売システムの開発に当たり、くじの種類の多様化等を想定してそれに対応しやすいシステムを開発したため、第 期と比べ固定費負担が減少した。

そして、第 期の初年度である18事業年度は対前事業年度比で売上金額が減少したものの、19事業年度においては、新たなくじ「BIG」の投入の効果等により売上金額が637億円となった。

したがって、これまでのところ、センターが18年9月に策定した収支計画（案）（41ページ参照）は達成されているが、これは第 期になって固定費負担が減少したこと及び19事業年度に売上げが増加したことという2つの要因によるものである。

なお、想定事業規模、初期投資額及び販売システムの運用経費の年間平均額について、第 期と第 期とを比較すると、表17のとおりである。

表17 第 期と第 期の比較

区 分	第 期	第 期
想定事業規模		
（販売店数）	10,000箇所	18,000箇所
（発売総額）	2,000億円	600億円
初期投資額	351億円	127億円
販売システムの運用 経費の年間平均額	166億円 (りそな銀行への支払委託料)	97億円 (直営化に伴い発生した費用)

注(1) 前記のとおり、第 期の想定事業規模（発売総額）について、システム開発等の初期投資は1200億円を想定して行われている。

注(2) 第 期の想定事業規模（販売店数）については、インターネット販売を除く。

注(3) 販売システムの運用経費の年間平均額は、発売期間に必要とした販売システムの運用経費の合計額を発売期間で除して会計検査院が算出した額である。

また、センターがスポーツ振興くじの発売を開始した12事業年度から19事業年度までの、売上金額、払戻金額、運営費、助成準備金繰入額、国庫納付金等を一表にまとめると表18のとおりとなる。

表18 スポーツ振興投票の実績推移

(単位：百万円)

事業年度 項目	平成 12	13	14	15	16	17	18	19
売上金額(A)	3,063	64,266	36,058	19,877	15,694	14,905	13,470	63,711
払戻金額(B)	1,439	30,205	16,947	9,342	7,376	7,452	6,735	31,855
時効金等収入等(C)	-	79	1,606	331	147	192	420	497
くじ収入(D)= (A)-(B)+(C)	1,623	34,141	20,717	10,866	8,465	7,645	7,156	32,353
運営費(E)	1,918	23,329	20,485	17,357	14,305	14,781	8,972	12,683
委託料 (対りそな銀行)	1,623	22,637	19,743	16,798	13,798	11,505	-	-
直営化に伴う費用	-	-	-	-	-	2,748	8,075	11,887
その他	295	692	742	559	506	527	897	796
くじ収入-運営費 (F)=(D)-(E)	295	10,811	231	6,490	5,839	7,135	1,816	19,669
助成等(G)	-	10,651	2,423	331	147	134	145	2,183
助成準備金繰入額	-	7,100	1,615	220	98	89	96	1,455
国庫納付金	-	3,550	807	110	49	44	48	727
財務費用(H)	4	5	2	0	106	496	1,185	624
臨時損益等(I)	0	-	0	2	25	-	0	4
投票勘定損益 (F)-(G)-(H)+(I)	298	154	2,195	6,819	6,068	7,766	3,147	16,866
繰越欠損金	433	278	2,474	9,436	15,504	29,270	26,417	9,551

(注) 平成14、15両事業年度は、委託料の未払額を委託料に含めており、17事業年度は18事業年度に減額した60億円を委託料から控除しているため、センターの財務諸表とは一致しない部分がある。
また、繰越欠損金は前事業年度の繰越欠損金に当事業年度の投票勘定損益を加減した額となるが、15事業年度は、更に独立行政法人化に伴う繰越欠損金の増加1億4215万円が加算されている。

4 繰越欠損の解消に向けての取組の状況

(1) 4年間で繰越欠損金を解消する収支計画（案）の策定

センターは、17年8月に、多額の繰越欠損金の発生及びこれに関する会計検査院の指摘等を踏まえ、表19のとおり、「第 期（7か年）収支計画(案)」を策定した。

この収支計画（案）は、18事業年度から21事業年度までの4年間で繰越欠損金を解消しようとするものであるが、その骨子は、売上げが順調に伸び、18事業年度には294億円、21事業年度には約2倍の608億円になるとの見込みを基に作成されているが、具体的な増収策等には触れられておらず、実際に、18事業年度の売上金額は、134億円と計画値の半分にも達しなかった。

表19 第 期（7か年）収支計画（案）

（単位：百万円）

事業年度	平成18	19	20	21	22	23	24
売上見込額	29,401 (13,470)	42,647 (63,711)	52,123	60,894	66,980	70,934	75,150
払戻金額	14,700 (6,735)	21,324 (31,855)	26,062	30,447	33,490	35,467	37,575
費用	13,195 (8,972)	14,589 (12,683)	15,045	16,510	17,151	17,676	18,792
欠損金解消額	500 (-)	3,735 (16,866)	8,017	10,048	-	-	-
国庫納付金	335 (48)	1,000 (727)	1,000	1,296	5,446	5,930	6,261
助成準備金繰入額	670 (96)	2,000 (1,455)	2,000	2,593	10,893	11,861	12,522
欠損金残高	21,800 (26,417)	18,065 (9,551)	10,048	-	-	-	-

（注）下段括弧書きは、平成18、19両事業年度の実績で、計画値との比較のため会計検査院が追加記載している。また、表の細部については、本文全体の整合性を図るため、センターが作成した収支計画と表現を変えている。

(2) シンジケートローンの返済計画を裏付ける収支計画（案）の策定

前記のとおり、センターは、りそな銀行に対する未払金の一括支払のためシンジケートローンなどにより借入れ等を行ったため、その返済計画を裏付ける収支計画（案）を18年9月に策定したが、その概要は表20のとおりである。

表20 スポーツ振興投票事業の平成18事業年度以降の収支計画（案）
（単位：百万円）

事業年度	平成18	19	20	21	22	23
売上見込額	17,744 (13,470)	22,180 (63,711)	27,725	29,582	31,090	32,333
払戻金額	8,872 (6,735)	11,090 (31,855)	13,863	14,791	15,545	16,167
費用	9,737 (8,972)	10,300 (12,683)	11,061	11,910	11,522	12,442
借入金返済	- (-)	400 (9,500)	2,000	2,000	3,000	3,100
一般勘定への返済	- (-)	- (-)	-	-	-	-
国庫納付金	- (48)	130 (727)	267	294	341	208
助成準備金繰入額	- (96)	260 (1,455)	534	587	682	416
借入金残高	22,400 (22,400)	22,000 (12,900)	20,000	18,000	15,000	11,900
事業年度	24	25	26	27	28	29
売上見込額	33,335	33,335	33,335	33,335	33,335	33,335
払戻金額	16,668	16,668	16,668	16,668	16,668	16,668
費用	12,862	12,198	12,143	12,079	12,010	11,942
借入金返済	2,000	2,000	2,000	2,000	500	-
一般勘定への返済	-	-	-	-	1,500	1,900
国庫納付金	602	823	841	863	886	942
助成準備金繰入額	1,203	1,646	1,683	1,725	1,771	1,883
借入金残高	9,900	7,900	5,900	3,900	1,900	-

（注） 下段括弧書きは、平成18、19両事業年度の実績で、計画値との比較のため会計検査院が追加記載している。また、表の細部については、本文全体の整合性を図るため、センターが作成した収支計画と表現を変えている。

この収支計画（案）によれば、19事業年度には4億円の借入金返済を行ってもなお、3億9000万円の収益を見込み、その後、売上げが順調に伸び、24事業年度以降は333億円の売上見込額で推移するとしており、29事業年度にはすべての借入金等の返済が完了し、28億円程度の収益が見込めるとするものである。

(3) 18事業年度以降の収支計画（案）の実現のために講じている方策等

センターは、前記のとおり、18事業年度から直営方式で運営することとし、民間企業のノウハウなどを導入することなどにより発売総額を拡大し、現実的な発売総額を設定し、これに合わせた販売システムを構築するなどの方策を講ずるなどして、損益分岐点を引き下げる取組を行っている。

そして、当たりにくい、販売場所が少ないなどという意見を参考に、商品性や利便性の改善を行うとともに、購入者のニーズに応えた多様なくじを発売するなどした。そして、19事業年度には「BIG」の売上げが大きく伸びるなどした結果、同事業年度の売上金額が収支計画（案）を大きく上回り637億円となり、収支が大幅に改善されている。

(4) 実施体制等の見直しについての閣議決定

独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定）において、センターのスポーツ振興投票業務については、次のとおり見直しを行うこととされた。

事務及び事業の見直し

【スポーツ振興投票業務】

スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。

その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。

なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。

この閣議決定の後に、センターは、前記のとおり、19事業年度のスポーツ振興くじの売上金額が最終的に637億円となったことから、売上金額520億円の予想の下に実施した91億円の繰上返済に加え、20年5月にも43億円の繰上返済を実施しており、シンジ

ケートローンによる借入金残高52億円についても、その全額が9月末日に繰上返済される見込みである。

第3 検査の結果に対する所見

ア 会計検査院は、センターが実施しているスポーツ振興投票について参議院から検査の要請を受け、スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況、スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移、販売システムの運用経費及び開発規模、繰越欠損の解消に向けての取組の状況について検査した。

検査の結果は、次のとおりである。

(ア) スポーツ振興くじに係る制度や運営の見直し状況

第 期(12年10月28日～17年12月2日)においては売上げが低迷し、スポーツ振興投票の目的とするくじ収益からのスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっていた。

このような状況を打開するため、文部科学省は、スポーツ議員連盟によるスポーツ振興くじをより魅力のあるものとするための改善方策の提言等を受け、17年度以降、政省令の改正等を行って、多様なくじの発売が可能となるように組合せの総数の制限の廃止や販売方法等の見直しを行った。

また、運営面については、第 期においては、センターがスポーツ振興くじの売りさばきなどの業務を一括してりそな銀行に委託し、りそな銀行は、J S A L に再委託して業務を行っていたが、第 期(17年12月3日～25年3月31日)においては、センターが民間企業のノウハウを得て直接運営することにした。そして、経営管理業務及び情報処理システム開発運用管理業務について、日本ユニシスに委託した。

(イ) スポーツ振興くじの売上げ、債務、繰越欠損の推移

スポーツ振興投票が本格的に開始された13事業年度は642億円を売り上げたが、14事業年度以降は売上げが減少し続け、18事業年度の売上金額は134億円まで減少した。

また、りそな銀行への委託料には、りそな銀行が負担した初期投資額の償還部分が含まれており、14事業年度以降は売上金額から払戻金額を控除した額では委託料を支払うことができなくなり、支払不能な委託料は翌事業年度以降へ支払を繰り延べざるを得なくなった。この結果、17事業年度末におけるりそな銀行に対する未払金は292億円にまで膨れ上がり、センターは292億円もの多額の繰越欠損金を計上していた。この繰越欠損金の発生原因は、売上金額が低迷して損益分岐点に達しなかったこと、実効性を持った改善策を早期に執ることができなかったことによるものと考えられた。

(ウ) 販売システムの運用経費及び開発規模

第 期においては、文部科学省は、アンケート調査による市場規模の推計に基づき年間発売総額を2000億円と想定し、これに対応可能な販売システムを開発することを前提に、スポーツ振興投票の運営を実施するために必要な運用経費を算定し、初期投資額を365億円、年間固定費額を110億円及び変動費を発売総額の9.55%としていた。

センターは、りそな銀行、J S A L 及び中核7社とともに、スポーツ振興投票業務の運営に必要な事項の協議機関として運営協議会を設置しているが、運営協議会では、スポーツ振興投票の年間実施回数等から発売総額1200億円に対応可能な販売システムを開発することにした。

しかし、第 期の実際の売上金額は、文部科学省やセンター等の想定をはるかに下回り、運用経費及び開発規模が相対的に大きなものとなって、欠損金が多額に上る結果となったと考えられる。

また、センターは、販売店の限られたスペースに端末機をオフシーズンも含め設置してもらうために必要との判断で、スポーツ振興くじの販売とは直接の関係がない販売システム等の開発費の全額3億円をセンターが負担することとして、初期投資額に含めることを承認していた。しかし、端末機普及のために必要な経費負担であったという面を否定できないとしても、同システムの受益者との間で適正な負担割合についての交渉等をすべきであったと認められ、センターが、これらの開発費の全額を初期投資額に含めることを承認していたことは適切とは認められない。

第 期においては、センターは、発売総額を600億円と想定し、これに対応可能な販売システムを開発することとした。第 期の販売システムの運用経費を含む運営費の額は、第 期と比べ大幅に減少し、売上金額に対する運営費の比率も、90%を超えることもあった第 期と比べ売上金額が急増したことによる要因もあるものの、19事業年度には20%を下回っている。

また、損益分岐点も第 期の421億円に対して、第 期の18事業年度には213億円、19事業年度には187億円に低下している。

(I) 繰越欠損の解消に向けての取組の状況

センターは、多額の繰越欠損金の発生及びこれに関する会計検査院の指摘等を踏まえ、17年8月に収支計画(案)を策定したものの、18事業年度の売上金額は計画値の半分にも達しなかった。また、18年9月にみずほ銀行を幹事銀行とするシンジケートロー

ンにより190億円を借り入れ、その借入金等をもってりそな銀行に対する未払金を一括して支払うとともに、借入金の返済計画を裏付ける収支計画（案）を策定した。

そして、18年9月から発売開始した新たなくじ「BIG」の売上げが19事業年度に急激に増加したことで、19事業年度のスポーツ振興くじの売上金額は637億円と大幅に増加した。これにより、19事業年度には、上記借入金のうち95億円を返済し繰越欠損金の残高も95億円となった。さらに20年5月に追加で43億円を繰上返済した結果、6月現在の借入金の残高は52億円となっている。

イ 上記の検査の結果を踏まえ、センター及び文部科学省は、今後の事業の実施に当たって、以下の点に留意することが必要である。

(ア) センターは、販売システムの運用経費について、受託者との契約の中に、基礎資料により実績等を確認・検証する規定を定めておらず、また、販売システムの開発規模について、一般的に用いられている手法による妥当性の検証を行っていなかった。

したがって、センターは、今後、販売システムの運用経費及び開発規模について、事後的に、自ら、又は第三者を介して、確認・検証できるような規定を契約に明記するなどして事後の確認・検証を可能とする体制を構築し、事後的検証を行う必要があると認められる。

(イ) 当初の制度設計の段階で、損益分岐点を下回るほどの売上金額の低迷を想定しておらず、制度上、損失及び欠損金の発生を想定していなかったことにより、実際に損失が発生した場合の措置に係る制度上の整備がなされていなかった。

現状では、売上金額が損益分岐点を上回る状態まで回復しているものの、今後、損失が発生する場合も想定し、その措置に係る制度上の整備を検討することも課題になると考えられる。

(ウ) 20事業年度の「BIG」の売上げは、20年4月から7月までのところ、毎回15億円から30億円程度とセンターの想定を上回る売上げとなっているが、センターは、19年12月に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、今後とも、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意しつつ、投票法第22条に定める国庫納付を引き続き着実にを行いながら、スポーツ振興のために必要な資金を確保し、もってスポーツの振興に寄与するという制度本来の目的の達成に努めることが肝要である。

以上のとおり報告する。

そして、会計検査院としては、今後とも、スポーツ振興投票の運営が経済的、効率的に行われて、上記の投票法の定める目的が達成されているかなど多角的な観点から、引き続き検査していくこととする。